**－平成30年度宮古島市地域づくり支援事業(公募型)募集のお知らせ－**

**平良地域でがんばる団体を支援します!!**

**地域づくり活動に最高で50万円の補助金**

　「地域を元気にしたい！」という熱意がある団体の活動を支援します！！

　熱意とアイデアのある事業の応募をお待ちしています。

**◆応募のあった事業は審査をおこない、採択された事業には最大５０万円の補助金を交付します！！**

|  |
| --- |
| １　対 象 者 ： 平良地域で活動する団体２　応募期間 ： 平成30年5月1日(火)　～ 平成30年5月18日(金)１７時まで３　応募方法 ： 期間内に必要事項を記入した審査申込書を地域振興課に提出４　審査申込書：地域振興課（宮古島市役所 平良庁舎２階）の窓口で配布　　　　　　　　※宮古島市ホームページからもダウンロードできます５　提 出 先 ：地域振興課（宮古島市役所 平良庁舎２階）６　問い合わせ：７３－４９０５ |

|  |
| --- |
| **対象となる事業** |

(1)　伝統、文化の保存・活用を図る事業

(2)　自然環境保全、景観づくりを図る事業

(3)　環境美化、エコ活動を図るための事業

(4)　特性を生かした産業振興のための事業

(5)　スポーツ振興を図るための事業

(6)　福祉・健康づくりを図る事業

(7)　青少年の健全育成を図る事業

(8)　安心、安全な地域づくりを図るための事業

(9)　その他市長が必要と認める事業

|  |
| --- |
| **応募できる要件** |

(1)　構成員が5人以上の団体であること

(2)　当該年度内に完了する事業であること

(3)　国、地方公共団体等の補助金の交付を受けない事業であること

(4)　政治活動、宗教活動および営利活動を目的とする事業でないこと

(5)　本事業で過去に3回の補助金交付を受けていない団体であること

(6)　代表者は納税の義務を果たしていること

(7)　団体の規則・会則などがあること

|  |
| --- |
| **補助金の対象となる活動費** |

　活動を行うのに必要な経費が補助対象です。

　ただし、次に掲げる経費等は対象外とします。

①団体の経常的な活動に要する経費

②団体の構成員の飲食や親睦に要する経費 (打ち上げの飲み会など)

③購入金額が１つで１０万円を越える備品

④不動産の購入費

|  |
| --- |
| **事業の審査と決定** |

・一次審査　　まちづくり振興班

・二次審査　　宮古島市地域づくり支援事業補助金(公募型)審査委員会

・支援する事業の決定　　一次・二次審査の内容をもとに市長が決定

|  |
| --- |
| **補助金の査定** |

　事業予算書の支出に対象とならない経費が含まれている場合、または、通常より著しく高額な経費が含まれている場合はその経費について減額することがあります。

**※この事業は、宮古島市地域づくり支援事業補助金(公募型)交付要綱に基づいて行われます。**